

- 関東地方整備局「建設会社における事業継続力認定」は、令和5年10月1日認定分より以下の変更をいたします。

## 変更①: 認定証の有効期間の変更

- 継続認定する企業について、認定証の有効期間が2年間から3年間に変更します。

	変更前	変更後
新規認定	2年間	2年間
継続認定	2年間	3年間

## 変更②: 年間の認定回数の変更

- 年間の認定回数について、年4回から年2回に変更します。

	変更前	変更後
年間認定時期	4月1日	4月1日
	7月1日	
	10月1日	
	1月1日	

※前回の認定を7月1日、1月1日に行った認定会社については、制度移行措置として期間延長分(3か月)の認定証をお送りします。

## 変更③: 申請受付期間の変更

- 申請書類の受付期間について、各認定につき3か月から約1か月に変更します。

	変更前	変更後
申請書類の受付期間 (各認定毎)	3か月間	約1か月間

## (参考) 令和5, 6年度の申請受付期間

認定	申請受付期間(予定)
令和5年10月1日	令和5年 6月16日～ 7月14日
令和6年 4月1日	令和5年10月16日～11月15日
令和6年10月1日	令和6年 4月10日～ 5月31日
令和7年 4月1日	令和6年10月16日～11月15日

※申請受付期間は、変更となる可能性があります。申請前に必ず関東地方整備局のHPを確認してください。



## ・変更④: 申請要件の追加

- ・ 申請することができる建設会社の要件(建設業許可の所持、暴力団員でないこと)を追加します。
- ・ 追加に伴い、申請書類の様式1を変更しましたので、申請の際は最新の資料を使用してください。

＜建設会社における災害時の基礎的事業継続力 評価要領 2-1 申請要件 より抜粋＞

- ・ 建設業法第3条第1項に基づく許可を受けていること。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

様式1(赤字は変更部分)

(様式1)

**建設会社における災害時の基礎的事業継続力  
認定申請書(新規・継続)**

令和 年 月 日

国土交通省  
関東地方整備局長  
○ ○ ○ ○ 殿

ふりがな  
会社名

ふりがな  
代表者氏名

所在地

電話

建設業許可番号

「建設会社における災害時の事業継続力認定」の実施要項に基づき、当社の基礎的事業継続力の認定について、下記資料を添付して申請します。  
申請要件に合致した建設会社であること及び添付書類の内容が事実と相違ないことを誓約  
します。

建設業許可番号の項目を追加

申請要件を満たすことを  
誓約する文章を追加